

令和2年9月15日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

「令和2年度 旅行需要喚起事業（道内PR）」に関する 企画提案の公募について

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より、北海道への観光客誘致活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当機構では、標記事業に関わる委託業務について、企画提案を募集することと致しました。
つきましては、次のとおりご案内申し上げますので、よろしく申し上げます。

敬具

記

1. 事業名
令和2年度 旅行需要喚起事業（道内PR）
2. 事業目的
Go To トラベルやどうみん割+（プラス）などを活用した道民の道内旅行の促進を図るため、道内における TVCM などの広告宣伝によるプロモーションを実施することにより、道民の道内旅行需要を喚起する。
3. 事業概要
別紙「企画指示書」のとおり
4. 参加表明について
 - (1) 表明期限 令和2年9月18日（金）17時
 - (2) 表明方法 別紙「参加表明書」により FAX で提出すること。
 - (3) FAX 番号 011-232-5064
 - (4) 提出先 国内誘客部 富永、伴
 - (5) E-mail y_tominaga@visithkd.or.jp

〈お問い合わせ〉

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
国内誘客部

TEL 011-231-5881/FAX 011-232-5064

「令和2年度 旅行需要喚起事業（道内PR）」委託業務 企画指示書

1. 委託事業名

令和2年度 旅行需要喚起事業（道内PR）

2. 目的

Go To トラベルやどうみん割+（プラス）などを活用した道民の道内旅行の促進を図るため、道内における TVCM などの広告宣伝によるプロモーションを実施することにより、道民の道内旅行需要を喚起する。

3. 予算上限額

40,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

本事業は公益社団法人北海道観光振興機構理事会での令和2年度補正予算の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

4. 事業期間

委託契約日から令和3年3月5日まで

5. 企画提案しようとする者に必要な資格

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ①道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有すること。
 - ②民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
 - ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ④地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ⑤北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑥暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑦コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6. 委託業務内容

(1) 全体概要

- ・ 道民向けに道内旅行需要喚起のためのプロモーションを実施すること。
- ・ 各広告の企画・製作に必要な素材の入手・収集（権限処理を含む）、各種手続き、撮影、編集、データ加工・合成作業、プロモーションの展開等、一切の業務を行うこと。
- ・ TVCM は必須とすること。
- ・ 可能な限り多くの人の目に触れるよう、各種広告媒体を組み合わせた、効果的なプロモーションとすること。
- ・ 「HOKKAIDO LOVE!」*の趣旨を十分理解した上で、広告物には必ずロゴを利用すること。
*<https://hokkaidolove.jp>
- ・ なお、制作物については、提案者決定後、当機構及び北海道と協議の上、最終決定するものとする。

(2) TVCM

①制作物

- ・ 旬の見所やアウトドアアクティビティのイメージを取り入れるなど、11月～3月の道民による道内旅行をバランスよく訴求する内容とすること。
- ・ 制作物のイメージ、再生時間、ターゲット層などを提案すること。

②放映時期

- ・ 11月～2月の間で放映すること。なお、全期間を通じて放映する必要はない。
- ・ GRP（延べ視聴率）及びタイムランクなどを総合的に勘案して、需要喚起のために放映効果が最大となるよう配慮すること。
- ・ 放送局、放映期間・時間帯・本数などを提案すること。

(3) その他プロモーションの展開

- ・ その他 Web 広告など、有効と考えられるプロモーション手法を、時期等も含めて提案し、各手法におけるターゲットも明らかにすること。
(例) 新聞広告、サイネージ（タクシー、主要駅）、交通広告、無料パブリシティ等

(4) 留意事項

- ・ Go To トラベル終了後（1月末）の2～3月に利用できる「どうみん割+（プラス）」（～3月）を周知すること
- ・ 実施時期等については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があることから、その都度、当機構と協議の上、変更等について決定するものとする。

7. 事業実績報告書及び成果物の納品

(1) 事業実績報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

- ①概要版を含む事業実績報告書 3部（併せて電子データを提出すること）

(2) 成果物

以下の成果物を電子データで提出すること。

- ①本業務における広告宣伝で使用した素材データ一式

8. 今後のスケジュール

- (1) 当事業への参加表明 9月18日(金) 17:00まで
(2) 企画提案書提出 10月5日(月) 12:00まで
(3) 審査会 10月7日(水) 予定(ヒアリング実施)
(4) 結果通知 10月8日(木) 予定

※5者を超える企画提案があった場合、予め書面審査により審査会に参加する5者を選定する。

9. 企画提案書の記載について

企画提案書の作成にあたっては、提案内容のほか、下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。
なお、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制を具体的に記載すること。なお、事業提案者の業務担当者名については、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※ 交通費、宿泊経費、コーディネート費等

10. 選定規準について

(1) 事業者の選定方法

プロポーザル方式(価格考慮型)による審査委員会にて事業者を決定する。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

(2) 選定基準

①業務遂行能力

北海道観光のプロモーションに精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、業務遂行能力があると判断できるか

②企画提案の目的適合性

ア 指示内容が十分理解されているか

イ 効果的な事業内容となっているか

③実現性

事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。

④経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

11. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、FAXにより申込すること。

- (1) 表明期限 令和2年9月18日(金) 17時(必着)
- (2) FAX用紙 別紙のとおり
- (3) FAX番号 011-232-5064
- (4) 表明先 国内誘客部 富永、伴

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和2年10月5日(月) 12時(必着)
- (2) 提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
国内誘客部 富永、伴
- (3) 提出部数 企画提案書(A4版)6部
※1部のみ社名を記入、残り5部は無記名で提出願います。

13. 事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス対策の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和2年9月18日(金)17:00までメール、FAX、個別相談を受け付ける。

回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、9月24日(木)以降に速やかに送信する。

14. 再委託の禁止について

- ・再委託の予定がある場合は(下記Bの業務に限る)、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予めと当機構の承認を得る必要があるので留意すること。

*当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。

- A「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことは出来ない。
- B「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。
- C「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製

作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

15. 留意事項

- (1) この指示書に定めのないものは、当機構と協議のうえ決定する。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、当機構と提案者が協議して決定する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の状況により、委託業務内容などを変更する場合は当機構と提案者の協議のうえ決定する。
- (4) 本業務により著作権その他の権利が生じた場合は、当機構に移転すること。

16. お問い合わせ先

国内誘客部 富永、伴

電話:011-231-5881 FAX:011-232-5064

E-mail: y_tominaga@visithkd.or.jp

参加表明書

期限 令和2年9月18日(金)午後5時

FAX 011-232-5064

宛先 公益社団法人北海道観光振興機構

国内誘客部 富永、伴

「令和2年度 旅行需要喚起事業（道内PR）」
委託業務に係る企画提案の参加表明をします。

会社名	
担当社名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL
	FAX
	Email

令和2年度 旅行需要喚起事業（道内PR）に係る企画提案
事業公示に係る個別相談

北海道観光振興機構 国内誘客部 担当 富永 宛
Mail : y_tominaga@visithkd.or.jp FAX : 011-232-5064

会社名	
連絡先	
役職・氏名	
質問要旨	
その他	直接訪問される個別相談をご希望の場合は、スケジュールをお知らせください。時間の都合により調整させていただく場合がありますのでご理解願います。 令和2年 月 日 () 時

